

「チャクリー改革」論序説(1)

——ラーマ四世と「近代化」——

矢 野 暢*

The “Chakri Reformation” of Siam (1)

——King Rama IV and His Modernization——

Toru YANO*

This is the first in a series of articles titled “‘The Chakri Reformation’ of Siam.” The aim of the series is to analyze the inherent logic of the political modernization of Siam, which was initiated and pursued under the royal leadership of the Chakri dynasty in response to Western impact from the mid-nineteenth century.

This first article aims to clarify the crucial role played by King Rama IV, who was enthroned in 1851 and, by his decision to enter into Bowring Treaty with the Great Britain in 1855, opened up Siam for a new era of modernization. The point of argument here is that Rama IV did not so much contribute to the modernization of Siamese society, as is often said, but rather tended to meet the threat of Western impact by applying traditional patterns of royal leadership and elements of his own culture. Therefore, under Rama IV, a systematic framework of policies for modernization was hardly formed.

The primary sources here employed are the royal decrees, proclamations and the like issued by King Rama IV during his reign (1851–1868), which are all collected in *Prachum kotmaai pracham-sok* (collection of Siamese Laws on an annual basis). King Rama IV promulgated a total of 372 legal documents, mostly royal decrees. This article seeks to verify the king's essentially conservative orientation through extensive analysis of all the 372 decrees.

は じ め に 「文化革命」としての国家形成

近代史的状况における西欧型の主権国家形成は、一種の「文化革命」として行われる。¹⁾ 植民地国家のばあいには、「植民地国家」の成立自体を介して伝統国家から近代国家への転換がなされる²⁾ のにたいして、シャムのように植民地支配を受けなかった伝統国家においては、それ固有の「文化革命」の論理を考えてみなくてはならない。しかし、シャムにおいても、近代

* 京都大学東南アジア研究センター；The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

1) Philip Corrigan & Derek Sayer: *The Great Arch, English State Formation as Cultural Revolution*, 1991, p. 2.

2) ビルマを例にとって、「植民地国家」の形成過程を描いたすぐれた業績として、Robert H. Taylor: *The State in Burma*, 1987がある。

国家への脱皮につながる文化革命の発端は、いうまでもなく、「西欧の衝撃」というかたちで、いわば他律的に用意された。

いずれにしても、ここでいう「文化革命」の質が、歴史の〈前近代〉と〈近代〉とをわける肝心のポイントとなる。伝統国家のばあい、歴史的変革の契機が他律的であれ、あるいは仮に自律的であったとしても、そこでのあらたな変革は、少なくとも当初は、固有文化の動員によって行われるのであり、そこで生ずる政治発展も、いわば固有文化の延長のうえにしか進行しないのである。「近代化」が純然たる「西欧化」ではありえないというのは、その意味において正しいといえよう。

その「文化革命」が古い固有文化の動員あるいは強化をともなったとしたら、近代化過程はいわば固有文化の強化温存過程を内包することになり、政治文化の「先祖返り」がかえって現象化することになる。しかしながら、歴史の進化が、おおむね〈前近代〉と〈近代〉とを明白にわける特異点のある段階で画することもまた、事実である。初期における固有文化の動員による変革が多少とも破綻し、非土着的な理念や思想による政治変革が行われるようになったとき、いわば歴史の質的転換があったと認識できる状況になる。その意味で、いわゆる「近代化」のための「文化革命」にも、前期性と後期性とを読みわけの必要がある。

だいじなことは、前期的性格の「近代化」は、一見すると無変化的状況の継続のようにみえるという事実である。政治の争点やそれらへの政策的対応が、ことごとく伝統的な政治文化の動員によって行われるからである。しかし、その段階の政治は、そのような守旧の様相にもかかわらず、もはやあらたな局面に移行していることが少なくないのであって、本質的には大きな変革に踏み出しているばあいが多いのである。

シャムにおいて、19世紀の中期以降、「西欧の衝撃」に対応してラーマ四世の統治期に始まったとされる社会改革を、ふつう「チャクリー改革」という。³⁾ それは、チャクリー王権の国家的危機への感受性にもとづいて、王権のあらゆる能力を駆使して行われた、時代的要請に対応するための上からの政治・社会改革であった。1855年に英国との間に結ばれた「バウリング条約 (the Bowring Treaty)」⁴⁾ と、それに端を発する欧米諸国と結んだ一連の不平等条約は、

3) 「チャクリー改革 (The Chakri Reformation)」という概念を初めて用いたのは、James N. Mosel: "Thai Administrative Behavior," William J. Siffin (ed.): *Toward the Comparative Study of Public Administration*, 1959, p. 292, であった。その後、たとえば、William J. Siffin: *The Thai Bureaucracy, Institutional Change and Development*, 1966 などがこの言葉を作業概念として用いている。タイの研究者の用例としては、Likhit Dhiravegin: *Political Attitude of the Bureaucratic Elite and Modernization in Thailand*, 1972, pp. 12-13, Thak Chaloemtiarana: *Thailand, the Politics of Despotic Paternalism*, 1979, pp. xi-xii, などがある。ちなみにタクの用いたタイ語表現は、"kaan-pathirup khoong raachawong-chakrii" となっている。

4) Nicholas Tarling: "The Mission of Sir John Bowring to Siam," *The Journal of the Siam Society*, L: 2 (1962), pp. 91-118.

たしかに改革への時代的要請をつくる基本的要因となったのであり、⁵⁾ 「チャクリー改革」への動機づけがこのときになされたことは事実である。絶対王制を保っていたシャムでこの時期に在位した国王は、プラチョームクラオ王、すなわちラーマ四世であった。シャムの近代史に関するひとつの重大な論点は、「チャクリー改革」とそのラーマ四世との関係をどうみるかということである。

バウリング条約の成立だけで歴史の画期点が画されたとみるのは不都合であり、それをひとつの契機としてラーマ四世のもとでシャムの内政に生じた変革の態様を見極めてはじめて、歴史の質的転換を問題にすることができるのである。この点との関連で、ラーマ四世の統治をどう評価するかは大きな課題になっている。本稿は、ラーマ四世の統治を「チャクリー改革」の成立とどう論理的に結びつけるか、ひいてはラーマ四世にみられたいわゆる「近代化 (kaan-hai than samai)」の論理をどうとらえるかについての試論である。

I ラーマ四世と「チャクリー改革」

シャムの「近代化」の発端について、なにをこの文脈で「近代化」というかはべつとして、それをラーマ四世の施政と結びつけて考え、ラーマ四世の主体的な改革努力を評価するのは一種の通説とすらなっている。そのことは、「チャクリー改革」の始期の問題ともからみ、かなり重大な本質的意義を秘めているともいえる。試みに、いくつかの学説をみてみることにしよう。

まず、リキット・ティーラウェーキン (Likhit Thiiraweekhin) によれば、「チャクリー改革」はその基盤づくりをしたラーマ四世期に始まり、五世期に本格化して六世期に完成したという。⁶⁾ これを支える理論的根拠について、リキットは次ぎのようにいう。

まず第一に、ラーマ四世は、バウリング条約締結を求めるイギリスの要請を拒否しないで、西欧流の外交の型に従ってごく自然に同条約の締結に応じた。それによって、シャムは国家主権の維持に成功し、ベトナムやビルマと異なって独自の「近代化」政策を展開していくことになる。このようなバウリング条約の締結、シャムの主権性の維持は、ラーマ四世の人格 (bukkhalikkaphaap) ならびに世界観 (lokkatat) によるところが大きかったという。⁷⁾ 27年間出家していたモンクット親王は、ラーマ四世として即位したあとも、終始欧米人と交際を続け、英語をはじめ、占星術、哲学ならびに国際情勢に関する知識を身につけようと努めた。リキットは、バウリングがシャムを訪れた際に受けた盛大な歓迎、かれにたいしてラーマ四世自らが

5) cf. Nakhoon Phannarong: Prawatsaat-thai samai krung-Thonburii le Rattanaokoosin, 1981, pp. 220-226.

6) cf. Likhit Thiiraweekhin: Wiwattanaakaan kaan-müang kaan-pokkhroong thai, 1988.

7) Ibid, p. 185.

英語の書簡数編を送ったこと、西洋人にたいして拝謁の際に独自のマナーを容認したことなどを、ラーマ四世の西欧に関する知識の深さを示す証拠として格別重視する。

第二に、ラーマ四世は、シャムの「近代化」政策促進のために基礎づくりをしたという。リキットは、これを以下の三点にまとめている。⁸⁾ ①まず、ラーマ四世自らが、西欧的知識が近代社会 (sangkhom samai mai) に絶対に必要なものであることを認識し、それを重視した。ひいては、当時の官僚層もおなじ認識をもつようになる。リキットは、この傾向を、日本の徳川時代の「蘭学」になぞらえている。②ラーマ四世は慣習および儀式の近代化を図り、シャムの国家的威信の向上につとめようとした。そして、③新しい時代にふさわしい人材育成を心掛けた。ことに、王子、王族の教育に、ラーマ四世は、旧新両面の知識、語学そして国際情勢に関する知識を取り入れた。このような基礎があったからこそ、シャムは、ラーマ五世期に本格的な「近代化」を展開できたのだという。

次に、パーラディー・マハーカン (Phaaradii Mahaakhan) のラーマ四世論を紹介したい。⁹⁾ パーラディーは、まずラーマ四世のもった西欧に関する知識を重視する。それを前提に、まず第一に、バウリング条約締結の決断、それによるシャムの主権維持の配慮を軸としたラーマ四世の外交政策こそがシャムを近代期へ導いたものだとする。このようなラーマ四世の外交政策は、1862年に発生したトレンガヌ島をめぐる英・シャム間の対立、翌1863年のクメール領の所有権をめぐる仏・シャムの対立においても発露された。要するに、ラーマ四世は極力武力による衝突を避けて平和的な話し合いや外交官の派遣などを心掛け、他方、治外法権の承認、領土の割譲などの柔軟な外交政策を展開した。だからこそ、シャムは主権独立の維持に成功したのだという。ちなみに、パーラディーによれば、ラーマ四世は、イギリスの思惑はそもそもシャムを植民地化することではなく、貿易振興以外のなにものでもなかったことを知っていたという。¹⁰⁾

パーラディーが第二に指摘している点は、バウリング条約そのものがもたらす多面的な社会変化に対応しようとしたラーマ四世の諸政策の成功である。つまり、政治的变化については、西欧列強諸国にたいして治外権限を認めたため、シャムは国内政治の安定のための方策と、司法制度の改正を迫られることになった。その対策の一環として、ラーマ四世はとりあえず市民にたいして直訴状提出を許可することによって、政治秩序の安定の維持につとめた。経済的变化については、シャム経済が自給自足制から脱却して貿易依存型に変わり始めたことに対応して、ラーマ四世は、米生産の促進策を実施し、とくに新硬貨の発行をしたが、それらは重要な決定であったとみる。社会的変化については、市民の個人的意思を尊重し、親や夫は、その子

8) Ibid, pp. 189-193.

9) Cf. Phaaradii Mahaakhan: Rattanakoosin yuk prapprung pratheet (phoo. soo. 2394-2475), 1981.

10) Ibid., p. 23.

ならびに妻をかれらの同意なくして奴隷として売ってはならない旨を定めたこと、側室の退官の自由を認め、女性の権利を認めたこと、そのほか教育振興、交通の改善などの面についても、パーラディーは、ラーマ四世が行った多くの決定はすぐれた改革の施策であったという。

ラタナコーシン王朝創建二百周年を記念して刊行された公式歴史書『ラタナコーシン王朝史』は、おなじくラーマ四世の統治期を「近代化」の始期とみる立場をとってみせた。¹¹⁾ その第二巻で、ラーマ四世期について、政治・行政、経済・財政、司法、宗教、社会、国防の諸局面に分けて数名の研究者によってそれぞれ分析が加えられている。すべての論考が、ラーマ四世による「近代化」政策が「チャクリー改革」の発端をつくったという説を暗に支持している。

まず、政治・行政の改革については、改革の内容面での限界を認めつつも、ラーマ四世が外国人専門家の雇用に踏みきったこと、市民にたいする行幸見物の許可、自ら各地の視察に赴こうとしたこと、直訴の許可などを通じて市民に自由 (seeriiphaap) を与えたこと、要するに、ラーマ四世は欧米の統治制度に関する知識をもっていて、市民というものの重要性をわきまえていたことなどを指摘している。¹²⁾ このような一連の政策は、シャムの民主化の基礎づくりの初期の時期を画したという。経済改革については、諸外国との輸出入経済への突入、それと関連する米生産促進策、硬貨発行などが論じられている。

教育改革については、ラーマ四世の関心は王子、王女らにたいする英語教育以上の域を出ず、たとえばブラッドレーが提案した大学創立などをふくんだ教育振興計画は、受け入れようとはしなかった。しかし、王子、王女らの教育が、その後さまざまな効果を生んだことは重視すべきだという。国防の整備については、陸海軍ともに、ラーマ四世政権下で近代化されたことを重視している。イギリス人を雇用し、王宮ならびに副王宮の近衛兵にたいして軍事訓練を行わせたが、それが現国軍の前身であるという。

以上のようないくつかの通説的学説にたいして、第二のグループともいうべき、「封建制」の成立をタイ社会にみようとする学派の見解はユニークである。¹³⁾ これは、たとえば西暦1941年までのタイ経済史を、1455年までの原始社会 (chumchon muubaan) の時代と1455年から1855年までの封建制 (sakdinaaniyom) の時代、そして1855年から1941年までの封建資本主義制 (sakdinaa phasom thun-niyom) の時代と、前後三期に分けてタイ経済史をサクディナー制による封建主義的経済と結論づけようとする立場である。

11) cf. Khana-kammakaan chat-ngaan somphoot krung-Rattanakosin 200 pii (ed.): Prawatsaat krung Rattanakosin, lem thii 2, rachakaan thii 4—phoo. soo. 2475, 1982.

12) Ibid., p.173.

13) この学派の代表的な作品としては、たとえば、Chatthip Naatsuphaa & Somphop Maanaransan (ed.): Prawatsaat seethakit thai chon thung phoo. soo. 2484, 1974, Sirilak Sakkrangkrai: Ton kamnæet chonchan naai-thun nai pratheet-thai (phoo. soo. 2398-2453), withayaaniphon prinyaa-mahaabandit, khana-aksoonsaat, Chulalongkoon-mahaawithayaalai, 1969, などがあげられる。

この「封建制」学派は、かならずしも一義的に「チャクリー改革」という面に着目するのではなく、バウリング条約締結以降の社会経済史的变化と、それに十分対応しえなかったチャクリー諸王権への批判に論点を集中させるのである。言い換えれば、1855年のバウリング条約の締結こそが、シャムの政治経済史の転換をもたらした直接的要因であるとする。すなわち、バウリング条約の締結は、自給自足経済の終焉、土着伝統産業の崩壊、植民地型貿易・生産体制の始まり、金融経済の近代化、外国依存につながる技術導入、土地、人間そして財政の全分野にたいするサクディナー階級の排他的支配、農民にたいする搾取などを、結果としてもたらしたとする。そして、この新しい経済体制にたいしては、土地の所有権の容認や、あらゆる規制緩和で米の生産促進につとめたラーマ四世の施政はもとより、その後の上からの改革はいずれも抜本的改革にいたらず、終始「限定的改革 (kaan-pathirup yaang chamkat)」であったという。¹⁴⁾

最後、第三の学説として、ラーマ四世個人の資質を積極的に評価しようとする見解がある。バウリング条約締結以後に実施されたラーマ四世の諸政策は、いずれも国民生活の安寧を思う気持、または西欧的なすぐれた政策能力 (phrapriichaa-saamaat) と結論づける。たとえば、チャイ・ルアンシン (Chai Rüangsin) は、バウリング条約締結というラーマ四世の英断で、シャムの経済に大きな変化が生じたという。¹⁵⁾ その変化とは、臣民による自由貿易、米その他の一次産品の輸出による臣民の繁栄、農地の開発、道路及び洋風建物の建設によるクルンテープの発展、土地の私有化の進展などである。そして、社会的変化についても、チャイ・ルアンシンは、西欧文化の影響を通じて、ラーマ四世が自由 (seeriiphaap) と権利 (sitthi) とを臣民に与えたことを指摘している。「ラーマ四世によって行われた社会改革のなかで、王自らの権限を縮小し、臣民に権利と自由とを与えたことが、もっとも評価すべき政策であった」という。¹⁶⁾

「ラーマ五世期におけるタイ法律用語の改革」をテーマに「チャクリー改革」研究に携わったトントーン (Thongthong Chantharaang) も、似たような見解を示している。ラーマ四世期に制定された数編の布告のなかには、臣民に自由 (seeriiphaap) と公正 (khwaan-pen tham) とを与えた証拠ともいえるべきものがあると主張する。いわば、それは、ラーマ四世が「自由主義者 (nak seerii-niyom)」であった証拠だという。¹⁷⁾

これらの「通説」は、それぞれ立場の相違もあって、けっして統一性をみせているわけではないものの、そこに共通している点がいくつかある。

まず第一は、バウリング条約の果たした契機的役割の強調である。すなわち、この条約がシ

14) Chatthip: op. cit, pp. 169-201.

15) cf. Chai Rüangsin: Prawatsaat thai samai phoo. soo. 2352-2453 (daan seethakit), 1969.

16) Chai Rüangsin: Prawatsaat thai samai phoo. soo. 2352-2453 (daan sankhom), 1976, p. 265.

17) Thongthong Chantharaang: Kaa-pathirup phaasaa kotmaai thai nai rachasamai khoong Phrabaat-somdet-phrachunlachoom-chaoyuuhua, 1992, p. 61.

ラム社会の変容の契機として、決定的な役割を果たしたという認識である。第二は、ラーマ四世が、バウリング条約に象徴される「外圧」を賢明な対応で処理し、シャムを自然に「近代化」路線に導いたという認識である。最後に、第三には、ラーマ四世の採った多くの施策のなかに、近代主義と判断できる斬新な政策がふくまれていたという判断、すなわちラーマ四世自身の内面に西欧の啓蒙思想に通ずる近代的政治価値が宿っていたという判断である。

この少なくとも三つの点のうち、第一のバウリング条約の契機性については、それが客観的な現象であるだけに異論をはさむことはむずかしい。第二点の、ラーマ四世の外交的対応の巧妙さについても、結果論的には、シャムが治外法権を許すことを代償として主権独立を護り通すことに成功した事実にかんがみて、その判断の正しさを認めないわけにはいかない。しかし、問題は第三点についての見究めである。この点は、「チャクリー改革」の始期の問題とももろに結びつき、シャムの国家改革が、ラーマ四世の主体的な問題意識に導かれて1850年代に開始されたという歴史認識につながりかねないだけに、重大な論点となろう。

まして、ラーマ四世が、シャム臣民の「自由」と「権利」とを重視した「自由主義者」であったという認識については、正確な史料にもとづいて、それがたんなる王室礼賛の弁証理論ではないことを例証する必要があるだろう。西欧政治思想にいう「自由」と特殊シャム的な「恩情主義」とはちがうのである。まして、シャムの伝統的な政治文化のなかに、王の心掛けるべき道義項目として、臣民にたいする恩情主義的な配慮が制度化されていた以上、その線での行為をただちに「自由主義」と称することは行き過ぎであろう。

要するに、多くの学説に宿るラーマ四世についての共通した見方は、現状ではまだ「チャクリー改革」の始期をラーマ四世の統治と直接結びつけて考えることを許すものではないのである。たしかに、「バウリング条約」で、シャムを国家変容に導く状況が成立したとはいえる。しかし、国家の統治者としてのラーマ四世自体の政策展開がはたして「チャクリー改革」の名に値するものであったかどうかは、改めて実証的に検討してみなくてはならないのである。¹⁸⁾

II ラーマ四世研究の一次史料

では、ラーマ四世の統治を実証的に検証しようとするに際して、どのような一次史料が参照されねばならないのだろうか。¹⁹⁾

まず、第一の範疇として、書簡集がある。五点例示しておこう。

18) 「チャクリー改革」の始期を、ラーマ四世ではなく、ラーマ五世の統治期と結びつけて考えた学者として、例えば Chaianan Samutwaaanit: *Kaan-müang kaan-plianpleeng thaang kaan-müang thai*, 1970 の例をみる。また、リキットも、注3) にあげた作品では、ラーマ五世が断行した1892年の国家改革を「チャクリー改革」ととらえている。

19) ラーマ四世の統治期に関する史料をほぼ網羅的に詳細に分析した貴重な論考として、Constance M. A

- ① Damrong Raachanuphaap, Phrachao-boromwongtəə (編): Phraraachahatthaleekhaa nai Phra-baatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua, ruam khrang thii sii, Soophon Phiphatthanakhoon, 仏暦2469年.

本書は、ラーマ四世自らが女官や外交関係者、王族、ブンナーケー族らに宛てて書いた38通の書簡を集めたものである。それぞれの書簡の目次に、編者は、例えば「英国との国境確定」や「外国からの輸入酒」「僧侶の服装」などといった見出しをつけているので、たいへん便利である。

- ② Mahaamongkut Raachawitthayaalai (編): Phraraachahatthaleekhaa Prabaatsomdet-phrachoom-klaochaoyuuhua, 仏暦2521年.

本書は、ラーマ四世自らが即位以前よりさまざまな人物に宛てて書いた百通以上の書簡を集めたものである。書簡のあて先は、ジョン・パウリング卿をはじめほかの外国人、外国の国王、米国大統領、王族、僧侶、ブンナーケー族などである。

- ③ Phraraachahatthaleekhaa nai Prabaatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua, ruam khrang thii haa (Naang Amnaat Narongraan の葬儀記念出版本), 仏暦2505年12月.

本書は、ラーマ四世自らの執筆になる外交関係書簡35通を集めたものである。その内容は、駐シャム諸外国公使らが更迭の際にラーマ四世に拝謁し、それにたいしてラーマ四世はどのような答礼をしたか、または駐英国シャム公使にたいして、ラーマ四世が自ら国内情勢や外国人がらみの事件ならびにその判決や決定についてどう報告したか、などがわかる。

- ④ Phraraachahatthaleekhaa phaasaa angkrit nai Prabaatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua (Luang Prakoob Nitisaan 葬儀記念出版本), 仏暦2514年2月.

本書は、主としてラーマ四世自らがある英国人に宛てて書いた英文書簡24通を集めたものである。内容からは、シャム政府が同英国人を駐英シャム国大使に任命する趣旨にはじまり、そしてその任に当たった間、シャム政府が同氏にたびたびシャム国内情勢を報告した事柄が読みとれる。そうした書簡の趣旨は、ラーマ四世が、当時西洋人の間で広まっていた自分にたいする誤解を解こうと試みた事実と無関係ではない。

- ⑤ Phraraachasaan nai Prabaatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua song phraraachathaan pai yang pratheet taang taang, phaak nung (Moomchao Setsiri Kridaakoon 葬儀記念出版本), 仏暦2501年.

本書は、ラーマ四世の執筆した諸外国君主、大使らにあてた書簡ならびにその返書を合わせて37通を集めたものである。これを読むと、ラーマ四世が外交をどれほど重視したかが、たし

↘ Wilson: "Toward a Bibliography of the Life and Times of Mongkut, King of Thailand, 1851-1868," C. D. Cowan and O. W. Wolters (ed.): Southeast Asian History and Histrigraphy, Essays presented to D. G. E. Hall, 1976, などがある。ここでは、私の手許に入手済みのタイ語史料だけを取りあげておく。

かにうかがえる。

第二の範疇として、ラーマ四世の執筆した評論類がある。四点例示しておこう。

⑥ Chumnum phraboromaraachathibaai nai Phrabaatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua (Bua Wi-maan Wat Charii の葬儀記念出版本), 仏暦2501年 3 月29日.

本書は、宗教、歴史、王室の儀礼、社会などに関するラーマ四世の論稿 (phraraachaniphon) 十数篇を集めたものである。それぞれの玉章が長い文章のもので、経文を読むような感じさえして、内容のポイントを把握しにくい面もある。しかし、ラーマ四世の歴史観ひいては「近代化」観念そのものを読みとるうえで必須の資料となっている。

⑦ Prachum phraraachaniphon nai raachakaan thii sii, phaak 1 (Phuang Srooisang の葬儀記念出版本), 仏暦2493年.

⑧ Prachum phraraachaniphon nai raachakaan thii sii, phaak 2 (Saai Siitawat na Ayutthayaa の葬儀記念出版本)

この二冊は、ラーマ四世が執筆した雑多な主題よりなる玉章18篇を集めたものである。その内容は、たとえば諸寺院の仏像の話や外国人の任官を決定したことなど、さまざまである。

⑨ Rūang tamnaan sathanthii le watthu taang taang sūng Phrabaatsomdet-phrachoomklaochaoyuuhua song saang (ボンサディソーン親王誕生記念出版本), 仏暦2468年.

本書は、ラーマ四世自らが命じて建てた建物、寺院、あるいは河川、船、勲章などについて、その所以を説いたものである。ほとんどの論考が仏教もしくは建造創設した王宮関係のものであるが、ラーマ四世の関心の傾向をうかがわせる貴重な史料である。

第三の範疇として、ラーマ四世期に関する公式記録がある。三点例示しておこう。

⑩ Heetkaan toonton raachakaan thii sii (Raachasak Samosoon 親王の葬儀記念出版本), 仏暦2475年.

本書は、外務省に保管されていた古い公文書のうち、ラーマ四世の即位の儀式に関する記録を選んで載せたもので、それをラーマ四世政権初期の出来事と名付けたものである。

⑪ Phrabowoon-raachaphrawat Phraabatsomdet-phrapinklaochaoyuuhua (Sirichai Saisanan の葬儀記念出版本), 仏暦2516年 3 月.

本書は、ラーマ四世の副王 (第二国王) をつとめた Pinklao 副王の履歴を描いたものである。Pinklao 副王の権力基盤強化に関する史料であり、ラーマ四世統治期の国内情勢ならびに副王制度を知る手掛かりとなるものである。

⑫ Tipakorawong, Chaoprayaa: Phraraacha-phongsaawadaan raachakaan thii sii, lem 1-2, Khurusaphaa 版, 仏暦2504年.

本書は、ラーマ四世統治期 (1851-1868年) に起った出来事を年次ごとに刻明に記録したものである。資料としての信頼性を別問題にすれば、これはラーマ四世期についてもっとも詳し

い史料であり、その内容の触れる局面もまたさまざまである。「雑記」(Bettalet)では、当時の行政機関の数、それぞれの職務内容に関する記述があり、これによって、のちにラーマ五世によってなされる行政大改革以前の行政制度の態様がわかる。

以上、少なくとも三つの範疇の一次史料は、ことごとく重要である。それらとはべつに、シャムの近代史が生んだひとつの大きな史料集纂としては、いましがた触れた『歴史集纂(Prachum-phonsaawadaan)』がある。これは、シャムの近代の歴史を学ぼうとするとき基本的には押さえるべき貴重な史料である。『王朝年代記(Phraraacha-phonsaawadaan)』を軸としながらも、地方史までふくまれていて、編纂の意図とその規模はかなり野心的であるといえる。ただ、この史料は、統一主権国家を築こうとしていたチャクリー王権の問題意識をもろに反映しているし、併せて絶対王権の妥当性をめぐる懐疑はいささかも宿されていない。つまり、この史料は「チャクリー改革」期という、それが編纂された時代の要請にしばられていて、テキスト・クリティークを加えながら用いないといけないという限界をもっていて、タイの歴史学界での批判も増える傾向にある。²⁰⁾

そこで、本稿では、「チャクリー改革」の諸様相を実証的に読むための基本的な手掛かりを、サティアン・ラーイラク(Sathian Laailak)他編の『年次法律集纂(Prachum kotmaai-pracham-sok)』に求めてみることにしたい。これはいうまでもなく、ラーマ一世の代にはじまり、1941年度分まで、国王が發布した法律、勅令等を年次ごとにまとめた貴重な資料である。したがって、当然のことながら、いわゆる「チャクリー改革」が進展した時期から二十世紀の1930年代にいたるまで、その間に公布された法律も、これにほとんど集纂されている。全部で54冊(別巻1)に分冊されている。

これまで発展途上国の研究でいちばん欠落していたのは、法律および法制度の分野を対象とするものであった。シャムは欧米の植民地にならなかったことによって、独自の法制度をもち続けた。そのシャムなどを数少ない例外として、多くの国ぐには植民地化し、宗主国が植民地に強い植民地法のもとで統治を受けることになった。いずれにしても、アジア地域の近代期では、各国ともに相当な法制史的集積をみせているのである。²¹⁾

20) 『歴史集纂』、とくに『王朝年代記』については、たとえば、ニティ・イアオシーウォンは、「その著述もしくは編纂を命じた王権の政治的利害、願望または危惧の念によって、意識的、無意識的に描かれた」という本質的把握をしている。(Nithi Iaosiwong: "Prawatsaat Rattanaakoosin nai phraraacha-phonsaawadaan Ayutthayaa," ruam botkhwaam samaakhom sangkhomassat heeng pratheet-thai, phoo. soo., 2520-2521, pp. 175-176.)。他方、ソムバット・チャントウォンは、『王朝年代記』に引用されている国王、王族の談話(kham-phuut)の不自然さに着目して、「会話(bot-sonthanaa)」形式による叙述のもつ情動的効果を指摘し、『王朝年代記』が、多くの作り話と誇張とに満ちていることを実証してみせている(Sombat Chanthawong: "Khoo-sangkheet būanton waa duai kham-phuut nai prawatsaat Ayutthayaa; suksaa chapho koranii bot-sonthanaa nai phraraacha-phonsaawadaan chabap phraraacha-hatthaleekhaa," Thai-khadii suksaa (ed.): Ruam bothkhwaam thaang wichaakaan phūa sadeeng muthitaachit aachan phan-eeek-jing Khun Nioon Sanitwong na Ayutthayaa, 1990, 参照。

21) Cf. M. B. Hooker (ed.): The Laws of South-east Asia (2 vols.), 1986.

シャムとて例外ではなく、「チャクリー改革」期の法律的文書の数に相当な数にのぼる。逆に言えば、「チャクリー改革」は法治主義的手続きを介して展開したのである。したがって、これまで、「チャクリー改革」を政治発展の観点からだけとらえ、国王の権力性をめぐる政治力学だけを分析する接近方法、あるいは社会経済史的に経済的基盤の変容だけに着目する視点が採られてきたが、ここで試みるような、法律の変化を分析する手法によってこの時代の政治的变化を論理化するという接近方法を採用することには、それなりの妥当性があるといえよう。いずれにしても、シャムの近代史を知ろうとするとき、この『年次法律集纂』は、以下にも述べるように決定的に重要な資料である。

III 『年次法律集纂』の背景

『年次法律集纂』をここでの史料として用いるにあたって、それがどのような背景あるいは特徴をもつのかについて、あらかじめ多少の考察を加えておくことにしたい。

「チャクリー改革」は、国王の意思による、王権を媒介とした上からの改革であったが、それはことごとく法律的措施を採ることを通じて行われた。当時の法律的措施は、立法議会など存在しない時代であるので、国王の意思 (phraraacha-niyom) を直接法文化する勅令方式が主であった。したがって、「法律集纂」とはいいながら、「布告 (prakaat)」という形式が圧倒的に多いのは当然であったといえよう。

まず、『年次法律集纂』の編集者代表サティアン・ラーイラク (Sathian Laailak) は、西暦1931年から1932年にかけて、ナコーンパトム県の警察士官学校で法律の講師をつとめ、そこでシャムの法律を集大成する必要性を感じ、そしてそれを企画したという。サティアンにとって、『年次法律集纂』は、まずシャムの法律の「百科事典」であった。そして、かれの「まえがき」にもあるように、²²⁾ そのもうひとつの目的として、『年次法律集纂』は、裁判の判決、行政的处理、あるいは旧法改正・新法制定の際における手掛かりとなること、ひいてはシャム法制史の研究資料に用いられることであったという。

サティアンの語る出版目的は、意外に重要である。というのは、1930年代当初のシャムの政治を特徴づけていた王室イデオロギーと社会主義的イデオロギーとの確執などとはまったく無関係な次元で発想された、純然たる法律関係資料の集纂であったといえるからである。その刊行にあたって、編者らがごく簡単な「まえがき」を付したにとどまり、なんら解説を加えなかったのも、『年次法律集纂』の事実主義に徹しての没価値性を示している。

『年次法律集纂』は、一見全巻そろって同時に出版されたようにみえるが、出版年月日を調

22) Sathian Laailak: "Kham-praarop nai kaan-phim nangsüü prachum kotmaai pracham-sok", Prachum kotmaai pracham-sok, lem 1, toon 1, 1935.

べてみると、実は二つの時期に分けて出版されていることがわかる。

第1巻から第45巻（ラーマー一世からラーマ七世期の仏暦2475年にかけての分）までは、新しいものから先に出る逆の順序で、1933年12月から1935年8月にかけて刊行されている。そして第46巻から54巻までと別巻（仏暦2476年から2484年まで）は、正しい順序で1934年5月から1941年2月の間に刊行されている。しかも、途中で出版社ならびに編纂者の交替をみている。

第45巻から第1巻にかけてが出た1930年代前半のシャムは、政治的不安定が顕著であった。王制ならびに王権（chao）批判が知識人のあいだで激しく行われていた。1932年6月24日、「人民党」による革命が成功し、絶対王制の終焉がもたらされたが、この人民党による立憲革命にもかかわらず、シャムの政情は安定化せず、守旧派と革新派との争いは激化し、軍部主導型の政治への傾斜とともに、政治の反動化も生じることとなった。²³⁾ このような時代への転換期に『年次法律集纂』が刊行されたことは、編者が自らが語っているように、たんなる法律学の参考資料以上の意味、しかも編者の意図をはるかに超える他律的な意味づけが可能であったようにも思えてならない。

というのも、サティアンらによる企画の出版以前にも、シャムの法律の集纂の試みがなされていたからである。ラーマ四世期には、早くもブラッドレー編のシャムの法律を二巻にまとめたものが編まれており、ラーマ六世期には、ラップリー親王の、やはり二巻本がある。²⁴⁾ そして、1930年には、プリーディー・パノムヨン（Priidii Phanomyong）編の『法律集纂』が刊行されている。²⁵⁾ 前二者は主として『三印法典』の活字化であり、そして後者は『三印法典』だけでなく、それ以降1930年までの法律の集纂であり、シャムがもった最初の法律集纂であった。このプリーディー編の『法律集纂』以外にも、1930年前後には、プリーディーの書いた行政法の解説書、民法・商法の解説書などいくつかの法律関係出版物が公刊されている。しかし、『年次法律集纂』は、過去のあらゆる法律関係出版物の水準を超えた完成度の高さをめざして編まれている。そのために、「官報」や既刊の『四世王の布告集纂（Prachum prakaat raachakaan thii sii）』その他を参照し、過去の法律・布告等をできるだけ全編遺漏のないよう編纂することが試みられたのである。

これらの事実を合わせて考えてみると、『年次法律集纂』は、新時代を迎えて行われるはずの旧法改正、新法制定のために、新しい時代にふさわしい参考資料を用意するという現実的要請にこたえるためのものでもあったように判断できる。

23) 矢野暢『タイ・ビルマ現代政治史研究』1968年、第一部第一章参照のこと。また、村嶋英治「タイ国の立憲体制初期における軍部と民主主義」、日本政治学会編『季刊政治学』1989年版、159-186ページも、時代的背景を知るうえで参考になる。

24) cf. Sathian Laailak: op. cit..

25) プリーディー編の『法律集纂』は、仏暦2473年から2475年にかけて、全12巻（別巻2）で刊行され、その後幾度か版を重ねている。

たとえば、プリーディーは、そもそも社会主義的志向が強く、しかもみずから立憲革命を主導しただけに、かれの編んだ『法律集纂』には、サティアン編の『年次法律集纂』ほどの徹底した没価値性と網羅性はともなう由もなかった。それと比べてみても、サティアンらの編んだ『法律集纂』が、近代法制史の研究にとって、空前の一次資料としての価値と存在感をもつことが確認できるのである。

『年次法律集纂』は、長年に及ぶ期間をカバーするだけに、実に多彩な法形式を秘める結果になった。ことに法律・布告等の数が膨大な量に及んだラーマ四世期から六世期にかけての期間、法律・布告等は実に不安定な法形式上の特徴を見せている。

現代の諸法律と異なって、旧時代の布告等は、おおむねまず冒頭で必ず布告理由を述べて、次いで本体部分に入るという形式をとっている。このような形式は、基本的には国王の口述をどう文章化したかという手法によって決まったと考えられる。ラーマ五世と六世のばあいは、国王が口述したことを、所定の様式に従って文章に変えて、それを告示したという方式をとっているのにたいし、ラーマ四世の時代には、ほとんどラーマ四世の話し言葉をそのまま国王の右筆（Phra-aalak）が筆記し、それをなるべく原文のまま告示するという方式をとった。そこで、時には、布告の本体部分よりも、制定理由を語る部分のほうが長くなったりもしている。

国王の語る言葉は、それ自体法的規範性をもつ。したがって、口述体の文章は、たんに法律等だけでなく、歴史学の一次史料に頻繁に用いられている。しかしながら、ここでの国王の口述筆記の記録、そしてそれを法的文体に変えたものは、たとえば、『歴史集纂』の王朝年代記に多く登場する国王の発言引用と根本的に異なっているのである。²⁶⁾ 後者は、国王自らの話した言葉ではなく『歴史集纂』の編纂者が意図的に創作したものである。その点、『法律集纂』には、意外なほど、国王自ら語った言葉が投影している。

『年次法律集纂』の網羅性と、結果としての膨大な量は、そのこと自体特記するに値しよう。17年間王位にあったラーマ四世の布告等は372篇を数えるし、42年間君臨したラーマ五世は、1,994篇もの法律・布告等を発している。15年間王位にあったラーマ六世のばあいは、まだ未確認だが、およそラーマ五世のそれに近い篇数と判断できる。いわば、シャムは、「近代化」の重要な手段として、法治主義を徹底的に生かしてつかったということである。たとえば、1855年のバウリング条約締結にともなって米の輸入が自由化されると、それに合わせて、一連の米生産促進のためのいくつかの法律・布告等が制定されている。

ラーマ五世から六世にかけては、まさに〈前近代〉から〈近代〉への転換期であり、その期間に、シャムは政治、経済そして社会などの諸局面で大きな変動を遂げた。当然のことながら、ラーマ五世と六世の政権は、それまでにない規模で新法の制定をしなければならなかった。質屋法、倒産法、自動車法、帰化法などがあらわれる。国家発展水準の未熟さ、予算なら

26) 注20) 参照のこと。

びに人材不足、そして国家の主権独立の維持さえ危機に瀕した状況で、ラーマ五世、六世の政権にとって、旧法改正・新法制定は事態を救うのにはもっとも有効な方法であった。

両政権下での膨大な量の法律等の布告は、かなり緻密に制定されている。たとえば、農地開拓のためにはプライ強制労働時間の減縮の布告につづいて、農業人口の増大を配慮して、プライ制度ならびにタート制度を廃止するための法的措置、田地税の初年度分の免除布告、土地新権利書発行法、農作に必要な交通用動物の頭数不足を防ぐために、tua ruuppaphan, bai aatch-ayaabat, bai thammabat, nangsəə dəənthangなどを発行して一県の領域外への交通用動物の連行禁止布告などを設けるというように、チャクリー政権は、すべて法制度でもって米の増産および農業の促進を試みたのである。農業関係に限らず、内務行政や教育行政などでも、法制でもって新事態に対処しようとした姿勢は徹底していた。そうした意味では、ラーマ四世から六世にかけてのチャクリー政権の法律・布告等の総括的分析は、シャムの近代史の解明に直接つながるのである。

『年次法律集纂』の編集のされ方を見ておきたい。

『年次法律集纂』は、法律・布告等を告示された年次ごとに順次集纂したものである。もっとも、同年内に制定されたものでも、順序が逆になったりしていることもある。それは編纂の重要な依拠資料であった「官報」掲載の順番に対応してのことと判断できる。月または日の違い程度は、ここでの分析に致命的影響をおよぼさないので、『集纂』の掲載の順番を改めることはしていない。また、法律学のばあい、公布の時点と発効の時点とがずれることがありうるが、たとえば公布の翌年もしくは二、三年後に初めて法律として発効する法律・布告等でも、法制定の理由、状況等を正確に考察するのは、むしろ公布年月日のほうであって、それを発効年月日より重視すべきであると判断した。

『年次法律集纂』は、ラーマ一世から八世の統治期の途中まで、公布された布告、法律等を年次ごとに納めたものである。法律・布告等のほか、第三巻第三号の「追加法 (kotmaai-phəəmtəəm)」、第四巻第三号の「刑務局関係規定集纂 (Prachum-kotmaai-raachathan)」、そして第五巻特別号の「司法省令集纂 (Prachum-kot-krasuang yutitham)」が、別途それぞれ編まれている。その趣旨は、特定行政機関の業務内容に限って決定された規定もしくは関係文書を別途まとめて資料化したということである。「刑務局関係規定」そして「司法省令集纂」は、実務上便利な存在であろうし、内務省内の規定を主な内容とする追加法も、それなりに実務上有効な資料になるという判断がなされたのであった。

以上、『年次法律集纂』は、編纂当初の目的、その特徴、編纂年月日そして構成などを考慮すれば、いかにシャム法制史を学ぼうと決定的に重要な一次史料であることがわかる。それほど的重要性をもつ文献ないし資料であるからには、ひいてはそこに、チャクリー王朝の政治および行政の実体そのものが総体として投影していると考えられるのである。

IV ラーマ四世と「法律集纂」

すでに述べたように、ラーマ四世は、1851年から1868年にかけての約17年間の在位のあいだに、前後372篇の布告等を発している。表1から読みとれるように、法的形式として圧倒的に多いのは「布告 (prakaat)」であり、「法律 (phraraacha-banyat)」と「勅令 (phraraacha-kamnot)」は極端に少ない。それ以外の形式として、「お諭し (phraraacha-praarop)」,そして「訓話 (phraboromma-raachoowaat)」とがそれぞれ一篇あった。(P1 から P372 まで、全篇に通し番号を付けることにする²⁷⁾)

表1 ラーマ四世王期 (1851-1868年) における布告等の法形式別ならびに年次別表

CHOO-SOO/ROO-SOO	仏 暦	西 暦	法 律	勅 令	布 告	その他	合 計
1213/70	2394	1851	1		6		7
1214/71	2395	1852			16		16
1215/72	2396	1853	2		19		21
1216/73	2397	1854			24		24
1217/74	2398	1855		1	25		26
1218/75	2399	1856			21		21
1219/76	2400	1857	1		24		25
1220/77	2401	1858			46		46
1221/78	2402	1859	1		12		13
1222/79	2403	1860	3		15		18
1223/80	2404	1861	2		12		14
1224/81	2405	1862			20		20
1225/82	2406	1863		1	9	1	11
1226/83	2407	1864			22		22
1227/84	2408	1865	1		15		16
1228/85	2409	1866			7		7
1229/86	2410	1867	1		12		13
1230/87	2411	1868	1		5		6
年月不明				1	43	2	46
合 計			13	3	353	3	372

「布告」の形式は、図1の通りである。冒頭は「全臣民に告げる」という趣旨の言葉が主語なしではじまり、結尾は布告の日付でしめくられる。語法は、内容ともども、現代の法律用語と異なり、古風である。布告の内容は、総じて状況主義的である。思いつくままに、心にとまった事柄について支配者としての主観的判定を下す趣旨のものが多し。もっとも象徴的な布

27) 『年次法律集纂』は、ラーマ一世の時代からラーマ八世の時代にまでおよぶ。そこで、たとえばラーマ四世の第53布告は、「IVP53」として、国王の代を示すのが妥当であろう。しかし、本稿はラーマ四世のものだけを扱うので、ここでは P53 というかたちに略記する。なお、この P は、prakaat, phra-raachabanyat などの頭音の P である。

ประกาศ

ว่าด้วยท้องสนามหลวงแลท้องสนามไชย

มีพระบรมราชโองการโปรดเกล้าโปรดกระหม่อม ให้ประกาศ
ข้าทูลลอองธุลีพระบาทผู้ใหญ่น้อย ในพระบรมมหาราชวังแลพระ
บวรราชวังฝ่ายหน้าฝ่ายใน เจ้าต่างกรมและเจ้ายังไม่ได้ตั้งกรม แล
อาณาประชาราษฎร์ทั้งปวงให้รู้ทั่วกันว่า ที่ท้องสนามวัดมหาธาตุ
นั้น คนอ้างการซึ่งนานๆ มีครั้งหนึ่งและเป็นการอะระมะงคล มาเรียก
เป็นชื่อตำบลว่า “ทุ่งพระเมรุ” นั้นหาชอบไม่ ตั้งแต่สืบไปท้องนา
วัดมหาธาตุนี้ให้เรียกว่า “ท้องสนามหลวง”

อนึ่งที่หน้าวัดพระที่นั่งสุทไธสวรรย์ให้เรียกว่า “ท้องสนามไชย”
ให้ข้าราชการผู้จะเขียนหมายและจะกราบบังคมทูลพระกรุณา แล
ราษฎรทั้งปวงเขียนชื่อเรียกชื่อที่ท้องดังตำบลให้ถูกต้องตามชื่อซึ่ง
โปรดเกล้าโปรดกระหม่อมไว้ ถ้าผู้ยังมีไม่รู้หมายประกาศนี้
ได้รู้แล้วแต่หลงลืมไป ยังเรียกว่าทุ่งพระเมรุอยู่ตามเคยเรียกมาแต่
ก่อน ถ้ากรมพระตำรวจหรือกรมพระนครบาลผู้หนึ่งผู้ใดจับกุมผู้
เรียกพลั้งเรียกผิดนั้นมาปรับไหมเอาเงินทอง ก็ให้ผู้ต้องจับนั้นมาร้อง
ฟ้องตามกระทรวง ถ้าชำระได้ความจริงโปรดเกล้าโปรดกระหม่อมให้
ปรับไหมผู้จับทักเตือนให้แก่ผู้ต้องจับนั้น

หมายประกาศนี้ออกในมีเถาะดับศก

図1 出典：Prachum kotmaai pracham-sok lem 2, phaak 5, phoo. soo. 2398

告を三例あげておくことにしよう。

「以下の四種類の人間を非難の対象にしないことを決めた。①自分の思うままに行動する人 ②運勢が低くても、それに合った生活を送る人 ③運勢が低く、多少他人に頼ったりする人 ④不幸があったがために、不幸な人生を送る人。けれども逆に、幸福でありながら、その幸福に満足せず、あれこれ求めようとする人は非難されるべきである。今後、こうした人を官僚にすべきではないことを命ずる」(P45)

「チャオチョーム（国王の内妻）全員にたいし、退官の許可を与える。ただし、ラーマ四世との間に子供のある者（chaochoom maanda）は、これに含まれない。内妻全員に、退官して自由に結婚することを認める。また、全員に所管変更の申し出も許可し、より充実した生活を

表2 ラーマ四世王期に制定された布告等の内容別分類

1) 統治・行政	税金関係	26	78
	権力悪用追放	12	
	プライ関係	18	
	直訴	12	
	その他	10	
2) 仏教関係			56
3) 王室関係	王権関係	9	56
	言葉使い（ラーチャサップ等）	5	
	行幸関係規制	8	
	その他	34	
4) 社会関係	慣習関係	27	54
	治安維持	23	
	その他	4	
5) シャム語の使い方			42
6) 経済関係	新硬貨発行・偽硬貨対策	24	41
	米価高騰	6	
	条約締結にともなう経済政策	5	
	農業促進	6	
7) 法律・司法	旧法廃止・新法制定	7	22
	裁判関係	15	
8) 外交関係			7
9) 軍部	軍部一般規定決定		1
10) 文化	ラオス音楽演奏禁止		1
11) 土木建設	道路新設		1
12) その他			13
			372

送ってほしい旨をのべる。さらに、王との間に子供のある者にたいしても、その子と縁を切ることを条件にして、自由な結婚を認める」(P46)

「国王が水上にまします折には、必ずラーマ四世の専用旗を船に揚げることを命ずる。国王旗が揚げられているときは、他の王族、官僚の船による交通を禁ずる」(P146)

全372篇を、内容の傾向別にみておくことにしたい。

まず、表2に示されるように、ラーマ四世の関心は仏教サンカーの正常な維持ということに向けられている。その関心は、「仏教の擁護者」としての王のつとめの大枠のなかで王としての功德を果たす趣旨のものと、他方、仏教会の正常さを守るために道義的介入をなす趣旨のものにわかれている。前者についていえば、たとえば、病人だ僧侶に王宮の医者派遣する布告(P6)や老人保護(P203)、パゴダ建設の件(P152, 256)など少数の例をみるが、後者の傾向のものが圧倒的に多いことは注目に値する。僧侶の女性関係をとがめるもの、僧侶のばくちをとがめるもの、読経や説教の仕方の誤まりや未熟さを匡すもの、僧侶の衣裳や保持品の不備をとがめるものなど、多方面におよんでいる。とくに、仏歴2402年の「破戒(paaraachik)」を体系的にとがめるための法律を定める趣旨の布告(P189)は、出家僧の管理を公的に規定する異様な内容のものであった。

また、シャム語の言葉づかいにたいする細かい注意を告示している布告が少なくないのは印象的である。言葉づかいについての顧慮は、ラーマ四世の個人的な趣味もあろうが、いわゆる「四摂法」の戒律の一項目である「愛語(piyawaachaa もしくは waachaapaiya)」の趣旨に合致することでもあった。試みに、言葉づかいに関するいくつかの布告の性格をかいつまんで再現してみると、以下のような例示ができる。ラーマ四世の言葉についての問題意識の質がほぼ読みとれるように思う。

「一般市民は、カピ、ナムプラーのことを、爾後ユアクーイ、ナムクーイと言わなくてはならない」(P26, 27)

「象や馬は、ほかの動物と比べて身分が高いので、類別詞として『匹(tua)』を用いないよう命ずる」(P54)

「死体を指す言葉は正しくは『ソプ(sop)』であり、『オスプ』『アソプ』『アーソプ』などではないので注意する。今後、誤った語法をなす者には、頭がはげるよう呪いをかけ、逆に正しい語法をなす者は、はげが治るよう祈禱する」(P157)

「王族および官僚は、国王にたいし太ったあるいはやせたというような言い方をしないよう命ずる。目上の者にたいして、失礼な挨拶の仕方である」(P232)。そのほか、王室用語の正確さを求める布告(P79)や「ソムデット(somdet)」という尊称の使い方についての布告(P12)など、王権の維持と結びつく性格のものもみられる。

王室(monthian)の護持に関する布告も少なくない。「王室典範」の定める国王と王室関係

者、国王とクンナーン官僚、さらには国王と一般臣民とのあいだの適切な距離関係を確定する趣旨の布告がいくつかみられる (P13, 98, 99, 146, 197, 280, 326)。行幸をめぐる一般の規律に関する布告もある (P8, 9, 63, 73, 117, 146, 151)。ラーマ四世にとっては、国王の絶対性の維持と王権をめぐる秩序の安定化は、終生の課題であったといえる。

いわば、ラーマ四世は、シャムの王国としての秩序の現状維持をつよく意識していた。そして、その秩序にきざしていたいくつかのほころびをつくろう方向で、布告による支配を展開したといえる。

政治秩序がらみの問題としては、まず第一に、プライ登録制度の問題がある。ラーマ四世の治世にいたって、「プライ・ルアン」の登録数が激減していた (P88)。その原因は、王族または高級官僚などの多くが、その人数をごまかしたり、またプライ自らが登録担当官に賄賂を送り、登録の免除をしてもらったりしたところにあるとする。また、登録をしても、プライ・ルアンはしばしば直接の主人 (moonnaai) の個人的な仕事に使われたりしていた (P90)。このプライの登録数のごまかしは、王権の基盤を直接おびやかす重大な問題であった。

したがって、ラーマ四世は、プライ登録の徹底を命ずるとともに (P70)、寺院内に居住する僧侶および一般人等の戸籍票の作成をも開始した (P18, 101)。プライ登録を忌避し、寺院内に僧侶または一般人として逃亡する者が少なくなかったからである。こうしたラーマ四世の処置は、一時的にはプライの登録数の増大をもたらしたが、年月がしばらく経過すると、その人数の減少が再び問題化することになった (P223)。

第二に、徴税機能の不備の問題がある。これについては、まず市民が、徴税吏 (chao-phaasii) に規定金額以上の納税を強制されることがよくあった (P68, 114, 261, 295, 306)。このことの原因は、そもそも政府が、全国各地方における徴税をそれぞれの土地で入札したり、あるいは紹介された徴税吏に一任していたこと、さらには、各徴税吏もまた担当地域内におけるみずからの徴税権を売り分け、他の徴税吏に委任するという複雑な構成となっていたことによる。こうした徴税制度のもとでは、国民の福祉安寧を願うべき立場にあったラーマ四世は、しばしば税金の規定金額を公表し、徴税吏ならびに税務担当官の行動の公正を図らなくてはならなかった。しかし、それ以上の制度改革の域には踏み込まなかったのである。

事実問題としていえば、中央政府の権限が地方の徴税吏におよばないことを、ラーマ四世は具体的に意識していた。たとえば、アユタヤー市のある徴税吏は、徴税した金額の一部だけを中央政府の財務当局に入れるだけで、そのほかのほとんどの徴収金は、王族および高級官僚等に渡していた (P130, 236)。このような事件は、おそらくほかにも無数にあったと想像されるが、ラーマ四世にはその全容を知りうる手掛かりはまるでなかった。

第三に、ラーマ四世は、王族および官僚の汚職や不法行為の続発に頭を悩ませていた (P72, 89, 259)。中央政府の権限が地方各地に十分におよばないため、各地方で官僚またはその名を

借りた人びとが市民に暴行を働いたり、汚職をしたりしていた。それにもかかわらず、かれらにたいする訴えは、裁判官によってその受理を拒否される。このような現実にたいして、ラーマ四世は、関係者に、王族、高級官僚のいずれを問わず、それら不法分子にたいする起訴を促進するよう命ずるとともに、王室関係者の地方への出張を制限したりもしている。

以上述べた問題、ことに国内事情を知ることのできない現実を多少とも克服しようとして、ラーマ四世は、伝統的な王制として考えられうるもっとも有効な対策を打ち出してみせた。それは、以下にも述べるように、直訴 (diikaa) の積極的奨励であった。また、ラーマ四世は、行幸見物者にたいする威嚇の銃撃をやめさせることによって、自ら国民の拝謁、見物を積極的に認めていった (P122)。

これら一連の措置は、拡大しつつあったクルンテープおよび地方を有効に統治するためには、当然必要とされたのである。すなわち、王室関係者や官僚等との接触だけでは、国王として国内環境に関する情報収集が不可能であるという判断にもとづくものであった。

ラーマ四世は、国王職の公的な役割づけの再確認のもとに、国民にたいして、直訴制度の活用を初めて許した (P32)。直訴提出方法の柔軟化、直訴受理の日および場所の明示化、さらには直訴提出者、および直訴が真実であると認められたときの報酬等が、直訴提出促進の具体策として告示された。事実、直訴によって、それまで中央政府の権限が及ばなかった地方での出来事、地方行政官の民衆にたいする態度などを多少ともつぶさに知ることができるようになった (P59, 86, 97, 177, 235, 359)。

しかしながら、このような措置は、西欧の政治理念にいう意味でのいわゆる「民主化」あるいは「自由化」とはまるで無縁の事柄であった。一方においては、伝統的な王室典範 (kot-monthianbaan) が定める、いわば国王とその他の諸階層とのあいだに距離関係を置くという配慮が顕著にみられた。他方において、それは、王権をしばる各種の倫理項目を厳格に守るという配慮でもあった。その意味で、「外圧」にうながされて、シャムを対外的対応力に富んだ近代国家に変えようとする雄大な戦略の手段として採られたものではなかったのである。

最後に、「パウリング条約」締結の影響が、ラーマ四世の布告にどのように反映しているかをみておくことにしよう。

1855年以降、外国とのあらたな関係に対応する内容の布告が混じりはじめる。その点、1856年6月に発せられた2篇の布告 (P103, 104) は、まさに画期的な内容のものであった。まず、「外国人にたいする土地の売却賃貸に関する布告」 (P103) は、白人の居留範囲を市の城壁から200セーン (約4マイル) 以上、さらにその地点から小船で片道24時間以内の距離範囲内に限るということを定めている。それにつづく「西洋人との条約に関する布告」 (P104) では、英、米、フランスの三カ国と結んだ条約について詳細にその趣旨と意義とを説いている。

ところが、ラーマ4世は、一連の不平等条約にたいして極端に楽観的な見方をしており、逆

に言えば、危機感はいたって希薄である。一連の関係布告 (P103, 104, 106, 107, 120など) によれば、ラーマ四世は、条約の締結によって、西洋の知識や技術が導入されるようになったほか、貿易の振興が可能になり、土地開発が促進されることになったと評価している。そのほか、シャム人の就業機会も増え、外国より金や銀が流入してきて、シャムの経済も急成長をみせることになったとみる。ラーマ四世は、「ベトナムの王がシャムのように条約締結に応じていたとすれば、現在は、シャムと同じく安定しているにちがいない」との見解 (P224) を示しており、いわば条約の締結がシャムにとって僥倖であったかのような認識を示しているのである。さらに、条約締結にともなった王室財政の富裕化に満足したラーマ四世は、それまで唯一の貿易相手国家であった中国と、平等対等の国家関係ではなかったことを理由に国交断絶することを発表したほどであった (P345)。

このような「外圧」にたいするラーマ四世の無感覚さは、まさに近代的な意味での国家観念の欠如にもとづくものであった。ラーマ四世の問題意識は、自らを倫理王として正しく律し、あわせて王室の繁栄を願い、王室財政の安定化を図ることと結びつけられていた。それは、王室に関するいくつかの布告で明白に読みとれることである。

たとえば、ノンタブリーからナコーンチャイシーにかけての無主の土地の開発を命じているが、開発した全土地 (1万6200ライ) を50に分け、それぞれ王女等に財産として分配すべき旨を布告している (P231)。ラーマ四世のばあい、国富の観念は未成立であり、あくまで「王室財産 (thoong-phrakhleng)」の拡張だけが意識されている。いわば、小型家産制国家特有の前近代的発想がたぬかれていたと結論づけることができる。

現実的には、国内経済に著しい変化が生じ、とくに条約締結以後における貨幣経済のにわかな深まりの問題があった。条約締結後、米の輸出自由化が促進されることとなるが、当時のシャムは、伝統的な通貨 (ピア・ホーイ) しかなく、近代的な貨幣がなかった。それゆえ、ラーマ四世は、新硬貨の発行に努め、あわせて現実の需要への一時的対処策として、外国の貨幣の使用を許可することにした (P110, 123, 213, 244, 247, 248, 249, 270, 276, 293, 302)。

経済的影響は、それにとどまるものではなかった。ラーマ四世の布告には、いわば後追いのあらたに生じた現実的要請を容認する内容のものがあらわれる。外国人によるシャム人雇用の許可に関する布告 (P106, 107)、外国の領事館建設のための就労および建設資材提供を許可する布告 (P120)、米の輸出自由化にともなう国内市場の混乱に関する布告 (P131)、米の生産をうながすべく、稲作水田の開発をうながすための優遇措置に関する布告 (P136)、外国船舶の出入りが激しくなったことにともなう、水上事故を防ぐための法律 (P208) などがそれであった。しかし、これらは、シャムが直面した歴史的状況の本質にたいする洞察を欠いた、いわば政策理念のない対応でしかなかった。ただ、ラーマ四世には、それ以上の現実感覚の持ち合わせはなかったのである。

外交関係はべつとして、そのほか、ラーマ四世が行った「近代主義」的性格の措置としては、バンコクの道路の改修 (P124)、官報の発行 (P127)、「西欧で行われている選挙というやり方」で顧問官の人選を行うための布告 (P144) などがあげられる。そして、よくラーマ四世の啓蒙主義的性格を示す例としてあげられる国王不可視のタブーの廃止は、仏歴2400年7月の「行幸の道中での発砲に関する布告」(P122) によって打ち出されているが、このなかに、外国人はそれぞれの習慣で行幸を歓迎してもよいとの文章もあり、外国の眼を意識しての布告であったことがわかる。そのほかいくつか温情主義的な傾向の布告はあるが、基盤に置かれた原則の硬直性からすると、それらは本質的に依然守旧的性格のものであったと判断できるのである。

いずれにしても、通説にいわれるような、「チャクリー改革」がラーマ四世の統治から開始されたという命題は、以上の分析でみるかぎりでは、そのまま受け容れることはできないのである。強いて、その命題を受け容れようとするならば、「改革」の意味論を特殊タイ的文脈でもっと厳密に吟味する必要があるといえよう。しかし、だいじなことだが、ラーマ四世は、「西欧の衝撃」を受けながら、それを衝撃とは受けとめず、それにたいして排外主義的に対応するかわりに、むしろ絶対王制の伝統的支配様式温存強化の思惑をこめて、欧米の経済的介入を積極的に許容する態度に出た点で、それなりの歴史的役割を果たしたとはいえる。しかし、それは、直接的には国内政治の改革にはつながらず、むしろ伝統的な王権の諸様式を強化する方向の問題意識につながったのである。一見すると近代的改革とみえる措置も、むしろ伝統的な王権倫理の発動と解釈される面が多いとみるべきであろう。

その意味で、ラーマ四世が「チャクリー改革」を積極的に主導したとはいえず、せいぜい「チャクリー改革」への不十分な地ならしをしたという結論的判断になる。

<付表>ラーマ四世の布告等一覧

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P1	2394	1851	布告	王室関係	貴金属の技術師強制連行を命ずる布告
P2	2394	1851	法律	司法関係	婚前・婚後の財産および遺産に関する法律
P3	2394	1851	布告	司法関係	起訴の中止に関する布告
P4	2394	1851	布告	司法関係	訴訟の際の料金に関する布告
P5	2394	1851	布告	仏教関係	僧侶の身なりに関する布告
P6	2394	1851	布告	仏教関係	病気の僧侶の報告義務に関する布告
P7	2394	1851	布告	仏教関係	僧侶にたいして博打および奢侈品の所持を禁ずる布告
P8	2395	1852	布告	王室関係	役人にたいし、行幸に関する新布告の書き写しを命ずる布告
P9	2395	1852	布告	王室関係	行幸に際し通行止めを命ずる布告
P10	2395	1852	布告	王室関係	王族の命名に関する布告
P11	2395	1852	布告	仏教関係	王宮における托鉢に関する布告
P12	2395	1852	布告	王室関係	「ソムデット」の正しい使い方に関する布告
P13	2395	1852	布告	王室関係	国王に奏上する際の語法に関する布告
P14	2395	1852	布告	語法関係	プラーヤー・イッサラパーブおよびプラー・タンヤーピバーンの名前に関する布告
P15	2395	1852	布告	王室関係	歴代王の仏像の命名に関する布告
P16	2395	1852	布告	仏教関係	24歳以上70歳以下の男性の出家を禁ずる布告
P17	2395	1852	布告	社会関係	仏暦2395年のソンクラーンに関する布告
P18	2395	1852	布告	社会関係	僧侶および寺院居住者の住民票の作成に関する布告
P19	2395	1852	布告	仏教関係	カティン祭での僧侶の行儀に関する布告
P20	2395	1852	布告	仏教関係	24歳以上70歳以下の男性にたいし、出家を禁ずる布告
P21	2395	1852	布告	仏教関係	国王に説法を行う際、僧侶の前準備が必要であることに関する布告
P22	2395	1852	布告	社会関係	毎日午後11時に鐘をならすよう全寺院に命ずる布告
P23	2395	1852	布告	仏教関係	国王に説法を行う僧侶にたいし、正しく経文を読むよう命ずる布告
P24	2396	1853	布告	語法関係	字を正しく使うよう命ずる布告
P25	2396	1853	法律	仏教関係	一般市民にたいし、僧侶と不正行為を行うことを禁ずる法
P26	2396	1853	布告	語法関係	カピ、ナムプラーをユアクーイ、ナムクーイと呼ぶよう命ずる布告（第1編）
P27	2396	1853	布告	語法関係	カピ、ナムプラーをユアクーイ、ナムクーイと称するよう命ずる布告（第2編）
P28			布告	語法関係	プラー・インタララクサー及びクン・インタラロードムの呼称に関する布告
P29	2396	1853	布告	王室関係	スッタサワン及びプッタサワン両宮殿の改称に関する布告
P30	2396	1853	布告	仏教関係	寺院の建設の奨励に関する布告
P31	2396	1853	法律	王室関係	副王宮関係法—副王宮内における博打に関する法律
P32	2396	1853	布告	統治・行政	直訴の奨励に関する布告
P33	2396	1853	布告	語法関係	ルアン・バンタオトゥッカラートの改名に関する布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P34	2396	1853	布告	仏教関係	僧侶の女性関係に関する布告
P35			布告	語法関係	王室警備局の改称に関する布告
P36	2396	1853	布告	王室関係	断髪式の際の国王への献上に関する布告
P37	2396	1853	布告	仏教関係	阿片をすう僧侶の逮捕を命ずる布告
P38	2396	1853	布告	王室関係	スッタサワンおよびプッタサワン両宮殿の改称を命ずる布告
P39	2396	1853	布告	仏教関係	貴金属師や他の技術師出身の僧侶の登録に関する布告
P40	2396	1853	布告	仏教関係	エメラルド・ブッダを祭る日の決定に関する布告
P41	2396	1853	布告	仏教関係	女性と関わった僧侶にたいし、白状の機会を与えるとの布告
P42	2396	1853	布告	仏教関係	王立寺院内に小屋を建てることを禁ずる布告
P43	2396	1853	布告	仏教関係	女性を僧侶に紹介したりする等の行為を禁ずる布告
P44	2396	1853	布告	仏教関係	ソクラーンにおける僧侶の招待人数に関する布告
P45	2397	1854	布告	その他	非難の対象にしない四種類の人間に関する布告
P46	2397	1854	布告	社会関係	チャオチョーム（国王の内妻）の退官を許可する布告
P47	2397	1854	布告	その他	国王の御璽の新造に関する布告
P48	2397	1854	布告	仏教関係	エメラルド・ブッダの眉の間にダイヤを刻み入れたことに関する布告
P49	2397	1854	布告	語法関係	チョソクに代えてチャソクという言葉を用いるよう命ずる布告
P50	2397	1854	布告	仏教関係	寺院内に女性を連れ込むことを禁ずる布告
P51	2397	1854	布告	仏教関係	高齢の僧侶の還俗件数多発に関する布告
P52	2397	1854	布告	仏教関係	還俗し、任官する僧侶に関する布告
P53	2397	1854	布告	司法関係	関係官庁以外に訴訟案件を持ち込むことを禁ずる布告
P54	2397	1854	布告	語法関係	象や馬の類別詞に関する布告
P55	2397	1854	布告	その他	奏上に際し、真疑を確認することを命ずる布告
P56	2397	1854	布告	司法関係	直訴に際し、有力者の名前を出すことを禁ずる布告
P57	2397	1854	布告	仏教関係	職務報告を僧侶の朝食時間中に行うことを命ずる布告
P58	2397	1854	布告	王室関係	王族のナン・ハームと王宮のチャオチョームとの交際を禁ずる布告
P59	2397	1854	布告	統治・行政	直訴の用紙や文章の書き方に関する布告
P60	2397	1854	布告	仏教関係	寺院の強盗防止のための伝達範囲に関する布告
P61	2397	1854	布告	語法関係	直訴の文章や言葉の使い方に関する布告
P62	2397	1854	布告	司法関係	借金の返済の強制に関する布告
P63	2397	1854	布告	王室関係	王立寺院前または行幸の道沿いで葬式をすることを禁ずる布告
P64	2397	1854	布告	仏教関係	二つの寺院の改称に関する布告
P65	2397	1854	布告	社会関係	阿片をすう者を官僚に登用することを禁ずる布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P66	2397	1854	布告	社会関係	防火に関する布告
P67	2397	1854	布告	王室関係	白象が登場する劇を禁ずる布告
P68	2397	1854	布告	統治・行政	税額の規定を印刷することを命ずる布告
P69	2398	1855	布告	王室関係	鳳上げの際に糸の質に気をつけるよう命ずる布告
P70	2398	1855	布告	統治・行政	プライの登録責任者を定める布告
P71	2398	1855	布告	語法関係	新年の呼び方に関する布告
P72	2398	1855	布告	王室関係	モームチャオの出張許可申請に関する布告
P73	2398	1855	布告	王室関係	水路による行幸の際の船の順番を厳守することを命ずる布告
P74	2398	1855	布告	語法関係	年表記に現政権の継続年を表す数字を入れるとの布告
P75	2398	1855	布告	社会関係	コン・コーンノークの悪行に関する布告
P76	2398	1855	布告	語法関係	ブラチュアブキーリーカン市の改称を命ずる布告
P77	2398	1855	布告	語法関係	年表記に即位の年を基点にその年を書くことを命ずる布告
P78	2398	1855	布告	社会関係	女性の演劇等に関する布告
P79	2398	1855	布告	語法関係	ラーチャサップの正確な使い方に関する布告
P80	2398	1855	布告	社会関係	貨幣の偽造を禁ずる布告
P81	2398	1855	布告	語法関係	年表記に関する布告
P82	2398	1855	布告	統治・行政	大臣の権限無視をとがめる布告
P83	2398	1855	布告	社会関係	役所の印鑑に関する布告
P84	2398	1855	布告	社会関係	ソクランにおける酔っぱらいの処罰に関する布告
P85	2398	1855	布告	語法関係	サナムルアンという呼称を命ずる布告
P86	2398	1855	布告	統治・行政	直訴を奨励する布告
P87			布告	統治・行政	前政権下の官僚の帰属に関する布告
P88	2398	1855	布告	統治・行政	プライの登録に関する布告
P89	2398	1855	勅令	統治・行政	王族、高級官僚等の起訴に関する勅令
P90	2398	1855	布告	統治・行政	地方のプライ登録担当官に対する訓辞の布告
P91	2398	1855	布告	社会関係	ピーのお告げの話にだまされないよう命ずる布告
P92	2398	1855	布告	統治・行政	官吏の俸給をもらうのに代理人を出すことを禁ずる布告
P93	2398	1855	布告	統治・行政	料金の免除証明書の新発行に関する布告
P94	2398	1855	布告	その他	アユタヤー市民による米の献上に関する布告
P95	2399	1856	布告	統治・行政	徴税人（チャオパーシー）の入札申請先に関する布告
P96	2399	1856	布告	統治・行政	免税証明書の無断貸出を禁ずる布告
P97	2399	1856	布告	統治・行政	直訴提出日に関する布告
P98	2399	1856	布告	王室関係	王族の報酬に関する布告
P99	2399	1856	布告	王室関係	王妃にたいする報酬および生活に関する訓示に関する布告
P100	2399	1856	布告	語法関係	王にたいする使用禁止の言葉に関する布告
P101	2399	1856	布告	仏教関係	寺院内の不法居留者の調査を命ずる布告
P102	2399	1856	布告	統治・行政	正しい布告を見分ける方法に関する布告
P103	2399	1856	布告	外交関係	外国人にたいする不動産の売買および貸し出しに関する布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P104	2399	1856	布告	外交関係	英・仏・米三国と結んだ条約に関する布告
P105	2399	1856	布告	統治・行政	ヤシの樹税の廃止およびパームオイル税の新設に関する布告
P106	2399	1856	布告	経済関係	西洋人の下での就労を許可する布告
P107	2399	1856	布告	経済関係	外国人との貿易, およびかれらの下での就労を認め, そして外国船に驚かないよう注意する布告
P108	2399	1856	布告	統治・行政	漁獲税制度の復活に関する布告
P109	2399	1856	布告	経済関係	翌年の米の値上がりに備え, 買いだめを許可する布告
P110	2399	1856	布告	経済関係	外国硬貨の使用を許可する布告
P111	2399	1856	布告	社会関係	ソクラーンにあたる日の決定に関する布告
P112	2399	1856	布告	経済関係	米の買いだめおよび農作の開始に関する布告
P113	2399	1856	布告	経済関係	米の値上がりに備え, 買いだめを許可する布告
P114	2399	1856	布告	統治・行政	漁獲税の規定に関する布告
P115	2399	1856	布告	社会関係	河川に動物の死体を捨てることを禁止し, 火災予防および治安に配慮することを命ずる布告
P116	2400	1857	布告	社会関係	戸主の責任および警官の逮捕権限に関する布告
P117	2400	1857	布告	仏教関係	僧侶が行幸の道を通ることを禁止する布告
P118	2400	1857	布告	統治・行政	国王の地方行幸中における首都の管理者を命ずる布告
P119	2400	1857	布告	統治・行政	地方及び外国に出張する官僚にたいし, 直接ラーマ四世に報告の書類を提出するよう命ずる布告
P120	2400	1857	布告	経済関係	英国領事館の建設にあたって, シャム国民の就労および商取引を許可する布告
P121	2400	1857	布告	社会関係	外国の硬貨を装飾品としてつかうことを禁ずる布告
P122	2400	1857	布告	社会関係	国王の行幸の際に市民の見物を禁ずるため発砲することを止めることを命ずる布告
P123	2400	1857	布告	経済関係	外国の硬貨使用許可に関する布告 (第二編)
P124	2400	1857	布告	社会関係	道路建設補修に協力するよう命ずる布告
P125	2400	1857	布告	経済関係	外国硬貨の使用許可に関する布告を厳守することを命ずる布告
P126	2400	1857	布告	統治・行政	プライの登録免除に関する布告
P127	2400	1857	布告	統治・行政	官報の発行に関する布告
P128	2400	1857	布告	社会関係	ソクラーンにあたる日を決定する布告
P129	2400	1857	布告	統治・行政	中国人の納税証明としての手首のひもに関する布告
P130	2400	1857	布告	統治・行政	アユタヤー市の酒造税徴税人の任命に関する布告
P131	2400	1857	布告	統治・行政	米の輸出増による関税収入を首都の土木工事の費用に使用する旨の布告
P132	2400	1857	布告	語法関係	河川の命名に関する布告
P133	2400	1857	布告	社会関係	ソクラーン期間中の酔っぱらい取締りに関する布告
P134	2400	1857	布告	その他	ロップリー宮殿の修理に関する布告
P135	2400	1857	布告	統治・行政	砂糖税の徴税に関する布告

矢野：「チャクリー改革」論序説(1)

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P136	2400	1857	布告	経済関係	新田開発初年度の田地税の免除に関する布告
P137	2400	1857	布告	統治・行政	プライ・ルアンの賦役賦課税免除証明書申請料金の規定に関する布告
P138	2400	1857	布告	統治・行政	下級官僚のプライ登録免除申請に必要な料金の規定に関する布告
P139	2400	1857	布告	統治・行政	直訴の提出に関する布告
P140	2400	1857	布告	統治・行政	王宮や高級官僚の邸宅への隷民および人妻の逃げ込みに関する布告
P141	2401	1858	布告	王室関係	王宮内への馬の乗り入れ及び馬の連れ歩きに関する布告
P142	2401	1858	布告	統治・行政	市場税の廃止・建物税の新設に関する布告
P143	2401	1858	布告	語法関係	カンチャナブリーの管轄地の統治責任者任命に関する布告
P144	2401	1858	布告	社会関係	顧問官の選任に関する布告
P145	2401	1858	布告	王室関係	官僚の書類提出の手続きに関する布告
P146	2401	1858	布告	王室関係	王が水上宮殿及び水上にいる際の通行禁止を命ずる布告
P147	2401	1858	布告	社会関係	クルンテープ市内の無断発砲者の逮捕を命ずる布告
P148	2401	1858	布告	外交関係	欧米諸国の市民を隷民として扱うことを禁ずる布告
P149	2401	1858	布告	統治・行政	官僚にたいし、自分の本来の職務だけに専念するよう注意する布告
P150	2401	1858	布告	語法関係	ナコーン・クアンカン市市長の勅許名に関する布告
P151	2401	1858	布告	仏教関係	水路での行幸中における僧侶の通行を禁ずる布告
P152	2401	1858	布告	仏教関係	王族等にたいし、プラバトムチェーディー寺院の建設に協力するよう呼び掛ける布告
P153	2401	1858	布告	仏教関係	非宗教的行為を禁ずる布告
P154	2401	1858	布告	社会関係	トラート市市長が女性3名を国王にさし出したことに関する布告
P155	2401	1858	布告	司法関係	地方の裁判においてムーンナーイの確認を命ずる布告
P156	2401	1858	布告	語法関係	プラーヤー・ムカモントリー等の正確な名に関する布告
P157	2401	1858	布告	語法関係	死体を指す言葉に関して注意をうながす布告
P158	2401	1858	布告	語法関係	Pit traa という語法に関する注意の布告
P159	2401	1858	布告	語法関係	Thakleu thahaan という言葉の使用を禁ずる布告
P160			布告	語法関係	Baibook および thoongtraa という言葉の使い分けを命ずる布告
P161	2401	1858	布告	統治・行政	地方におけるプライの偽装いれずみを禁ずる布告
P162	2401	1858	布告	社会関係	春耕式についての布告
P163	2401	1858	布告	語法関係	不正確な語法に関する布告
P164	2401	1858	布告	統治・行政	ブルー税の新設を認めない旨の布告
P165	2401	1858	布告	王室関係	クルンテープ市内の宮殿の名称発表を予告する布告
P166	2401	1858	布告	王室関係	年金にからみ、王族の出生死亡の届け出を命ずる布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P167	2401	1858	布告	王室関係	近衛兵の子弟が近衛兵として生涯を国王に捧げることを勧奨する布告
P168	2401	1858	布告	統治・行政	王宮、副王宮等に隷民や借金者の逃げ込みを禁止する布告
P169	2401	1858	布告	王室関係	金を貸す際に保証人をたてることを命ずる布告
P170	2401	1858	布告	統治・行政	王族や官僚が宮殿または邸宅に隷民等を泊めないよう命ずる布告
P171	2401	1858	布告	統治・行政	悪事を行う人間に関する布告
P172	2401	1858	布告	統治・行政	プラーヤ・チャイヤの処分に関する布告
P173	2401	1858	布告	経済関係	雨量の知らせおよび米価高騰のうわさを広めないよう命ずる布告
P174	2401	1858	布告	統治・行政	市場税の廃止・建物税の新設に関する布告
P175	2401	1858	布告	統治・行政	官僚等にたいして、職務報告や直訴提出の際に必ず名前と判をつけるよう命ずる布告
P176	2401	1858	布告	社会関係	彗星の出現を予告する布告
P177	2401	1858	布告	統治・行政	直訴提出者が名前を明示するよう命ずる布告
P178	2401	1858	布告	社会関係	クルンテープ市内での無断発砲を禁ずる布告
P179	2401	1858	布告	社会関係	内宮の女官の退官を許可する布告
P180	2401	1858	布告	社会関係	内宮の女官の退官を報告する布告
P181	2401	1858	布告	社会関係	放火犯人の極刑および逮捕を命ずる布告
P182	2401	1858	布告	王室関係	クロムムーン・ターウォーン等に拝謁を受ける者に注意をうながす布告
P183	2401	1858	布告	統治・行政	受刑者の逃亡等が起こった際、必ずムーンナーイに報告するよう命ずる布告
P184	2401	1858	布告	社会関係	ソンクラーンにあたる日の決定に関する布告
P185	2401	1858	布告	王室関係	馬に乗ったまま、あるいは馬を引いて王宮内に入ることを禁止する布告
P186	2401	1858	布告	統治・行政	プライの登録責任者の任命および登録免除証明書の配布についての布告
P187	2402	1859	布告	社会関係	ソンクラーンにあたる日を決定する布告
P188	2402	1859	布告	統治・行政	命令を正確に聞き取るよう命ずる布告
P189	2402	1859	法律	仏教関係	僧侶の破戒およびその付け人に関する法律
P190	2402	1859	布告	仏教関係	僧侶のおこないを注意する布告
P191	2402	1859	布告	社会関係	戸主にたいし、精神病の者の嚴重な管理を命ずる布告
P192	2402	1859	布告	王室関係	宮殿の名称発表を予告する布告
P193	2402	1859	布告	司法関係	遺産相続に関する直訴の処理を早めることを命ずる布告
P194	2402	1859	布告	語法関係	カプ (kap), ケー (kee), テー (tee), トー (too) の使い方に関する布告
P195	2402	1859	布告	統治・行政	漁獲税徴収の公正を図るよう命ずる布告
P196	2402	1859	布告	社会関係	ソンクラーンにあたる日の決定に関する布告
P197	2402	1859	布告	統治・行政	侍従官たちにたいし、王族の行った犯罪をかくすことを禁ずる布告
P198	2402	1859	布告	司法関係	隷民・土地等の取引きや借金にかかわる訴えにたいし、契約内容の確認をうながす布告(1)
P199	2402	1859	布告	司法関係	隷民・土地等の取引きや借金にかかわる訴えにたいし、契約内容の確認をうながす布告(2)
P200	2403	1860	布告	司法関係	重要書類には必ず署名するよう命ずる布告 (クルンテープ編)

矢野：「チャクリー改革」論序説(1)

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P201	2403	1860	布告	司法関係	重要書類には必ず署名するよう命ずる布告 (地方編)
P202	2403	1860	布告	仏教関係	僧侶にたいし、くじの番号をうらなったり、 世俗人的行動をとったりすることを禁ずる布 告
P203	2403	1860	布告	仏教関係	ラーマ四世の老人および知人にたいする寄付 に、他の者も協力することを命ずる布告
P204	2403	1860	布告	仏教関係	各寺院にたいして、カティン祭での国王の行 幸の際、必ず寺院を清潔にするよう命ずる布 告
P205	2403	1860	法律	司法関係	登記が重複する土地および親戚間における借 金に関する法律
P206	2403	1860	布告	社会関係	各戸の防火管理、犯人の逮捕に協力するよう 命ずる布告
P207	2403	1860	布告	社会関係	堀、塔、門等の木を切り倒すよう協力を求め る布告
P208	2403	1860	法律	司法関係	水上法の制定
P209	2403	1860	布告	統治・行政	マイ・パカム税およびパームオイル税の廃止 に関する布告
P210	2403	1860	法律	仏教関係	わいせつ等の破戒行為を行った僧侶に関する 法律
P211	2403	1860	布告	仏教関係	アユタヤー市のカティン祭におけるラーマ四 世の献納に関する布告
P212	2403	1860	布告	統治・行政	プライの犯罪行為に対する処分に関する布告
P213	2403	1860	布告	経済関係	新硬貨 (ngən pee) の発行に関する布告
P214	2403	1860	布告	社会関係	呪術師チーン・セーンの処罰に関する布告
P215	2403	1860	布告	その他	8月の日食に関する布告
P216	2403	1860	布告	社会関係	ソクラーンにあたる日等の決定に関する布 告
P217	2403	1860	布告	統治・行政	田地税免除証明書に関する布告
P218	2403	1860	法律	仏教関係	変装して夜遊びをした僧侶の処罰に関する法 律
P219	2404	1861	布告	仏教関係	パノムクアット山のパゴダに四世王がものを 献納したことにに関する布告
P220	2404	1861	布告	統治・行政	王族または役人が市民をいじめることに関す る布告
P221	2404	1861	布告	社会関係	人の呼び方を定める布告
P222	2404	1861	布告	王室関係	誠誓式や行幸にお供する際の王族の服装に関 する布告
P223	2404	1861	布告	統治・行政	プライの登録を怠ったムーンナーイに対する 処罰に関する布告
P224	2404	1861	布告	社会関係	彗星の出現についての布告
P225	2404	1861	布告	その他	水星による日食の予告に関する布告
P226	2404	1861	布告	社会関係	内宮勤務の女官にたいし、退官を勧奨する趣 旨の布告
P227	2404	1861	布告	その他	日食の予告に関する布告
P228	2404	1861	布告	王室関係	王子の断髪式及び命名式に関する布告
P229	2404	1861	布告	社会関係	ソクラーンにあたる日の決定に関する布告
P230	2404	1861	布告	王室関係	断髪式に際し献上品を受納することに関する 布告
P231	2404	1861	布告	王室関係	王子および王女等にたいし、農業用土地を分 配することを決定した旨の布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P232	2405	1862	布告	語法関係	ラーマ四世にたいし、太った、やせた、色が白くなった、または日焼けした等を申し立てはならないことを命ずる布告
P233	2405	1862	布告	語法関係	運河の命名に関する布告
P234	2405	1862	布告	統治・行政	還俗僧侶のプライ登録に関する布告
P235	2405	1862	布告	統治・行政	保証人つきの直訴のみを選別したうえでラーマ四世に上呈するよう命ずる布告
P236	2405	1862	布告	統治・行政	博打税の徴収に関する布告
P237	2405	1862	布告	仏教関係	ロッブリー市の寺院の土地を別の土地と交換することに関する布告
P238	2405	1862	布告	王室関係	官僚の子孫の結婚式や断髪式または官僚自身の死亡等について国王に報告するよう命ずる布告
P239	2405	1862	布告	統治・行政	モームチャオおよびその子孫等にたいし、無許可で地方へ赴くことを禁ずる布告
P240	2405	1862	布告	王室関係	白上衣着用の自由を命じ、併せて国王自らの財産を配ることに関する布告
P241	2405	1862	布告	王室関係	王女等の断髪式に関する布告
P242	2405	1862	布告	経済関係	新硬貨 (bia pee) との引き換えの時間、場所の明示に関する布告
P243	2405	1862	布告	社会関係	ソクラーンにあたる日の決定に関する布告
P244	2405	1862	布告	経済関係	床に硬貨 (at soolot) を散らして数えることを禁ずる布告
P245	2405	1862	布告	統治・行政	王族の葬儀に使用する砂に関する布告
P246	2405	1862	布告	語法関係	太った、やせた等をいうことを禁止する布告
P247	2405	1862	布告	経済関係	新硬貨 (at, soolot, siik, siau) 発行に関する布告(1)
P248	2405	1862	布告	経済関係	新硬貨発行に関する布告(2)
P249	2405	1862	布告	経済関係	新硬貨発行に関する布告(3)
P250	2405	1862	布告	経済関係	旧貨幣の使用禁止に関するうわさについての布告(1)
P251	2405	1862	布告	経済関係	旧貨幣の使用禁止のうわさについての布告(2—追伸)
P252	2406	1863	諭し	統治・行政	ナコーンサワン市長就任に関するお諭し
P253	2406	1863	布告	統治・行政	市長猟官運動に関する布告
P254	2406	1863	布告	統治・行政	王族にたいする訴訟の受理・王族にたいして都を離れてはならないことを命ずる布告
P255	2406	1863	勅令	軍部	軍部の規定に関する勅令
P256	2406	1863	布告	仏教関係	アユタヤーのチュンボーン寺院のパゴダの建設に関する布告
P257	2406	1863	布告	社会関係	女官等の辞任自由化に関する布告
P258	2406	1863	布告	経済関係	金貨の発行に関する布告
P259	2406	1863	布告	統治・行政	職務規定違反に関する布告
P260	2406	1863	布告	王室関係	パゴダの建設およびチャントラモントン王女の葬儀に関する布告
P261	2406	1863	布告	統治・行政	建物税の規定金額公表に関する布告
P262	2406	1863	布告	社会関係	ソクラーンの日取り等の決定に関する布告
P263	2407	1864	布告	王室関係	王女等から借金した者にたいして、王宮局に報告するよう命ずる布告
P264	2407	1864	布告	社会関係	クメール人予言者をとがめる布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P265	2407	1864	布告	外交関係	シャム領事館のある国に出入りした船舶の手数料支払いに関する布告
P266	2407	1864	布告	外交関係	駐ドイツのシャム領事の任命に関する布告
P267	2407	1864	布告	王室関係	王族および高級官僚の葬儀に関する布告
P268	2407	1864	布告	仏教関係	ソンクラーンにともなう仏教儀礼の日取りの訂正に関する布告
P269	2407	1864	布告	経済関係	本年の雨量不足および米価の値上がり予想に関する布告
P270	2407	1864	布告	経済関係	外国の硬貨の使用を許可する布告
P271	2407	1864	布告	統治・行政	ヤシの樹税の廃止、パームオイル税の復活に関する布告
P272	2407	1864	布告	経済関係	新発行の金貨で年俸を支払う旨の布告
P273	2407	1864	布告	王室関係	国王の60歳の誕生祭に関する布告(1)
P274	2407	1864	布告	経済関係	偽硬貨についての報告に関する布告
P275	2407	1864	布告	経済関係	偽硬貨は本物と取り替える旨の布告
P276	2407	1864	布告	経済関係	追加発行の新硬貨が薄く弱いものになった理由を説明する布告
P277	2407	1864	布告	経済関係	米価の値上がりに関する布告
P278	2407	1864	布告	経済関係	米の取引人に注意する布告
P279	2407	1864	布告	経済関係	偽硬貨を本物と取り替えることに関する布告
P280	2407	1864	布告	王室関係	モームラーチャウォン等を「チャオ（王族）」と呼ぶことの誤まりを指摘する布告
P281	2407	1864	布告	経済関係	米の輸出の一時停止を命ずる布告
P282	2407	1864	布告	経済関係	田地税の支払い延期を許可する布告
P283	2407	1864	布告	社会関係	ソンクラーン等の日取り決定に関する布告
P284	2407	1864	布告	統治・行政	中国人が支払った税金を道路の建設に使う旨の布告
P285	2408	1865	布告	司法関係	博打場での金の貸し付けは、契約書をかわしたうえでのみ許可する旨の布告
P286	2408	1865	布告	仏教関係	修復された寺院の命名に関する布告
P287	2408	1865	布告	王室関係	副王宮の王子および王女等にたいする年俸に関する布告
P288	2408	1865	布告	経済関係	パーシーチャルン運河の建設に関する布告
P289	2408	1865	布告	統治・行政	薄い字で書いた文書を提出しないよう命ずる布告
P290	2408	1865	布告	経済関係	硬貨を偽造した中国人の逮捕に関する布告
P291	2408	1865	布告	文化関係	ラオス音楽の演奏を禁止する布告
P292	2408	1865	布告	統治・行政	河川の検問所と税関とを同じ場所に設置するよう命ずる布告
P293	2408	1865	布告	経済関係	新銅貨の発行に関する布告
P294	2408	1865	法律	司法関係	駆け落ち事件の事後処理に関する法律
P295	2408	1865	布告	統治・行政	パームオイル税の規定金額に関する布告
P296	2408	1865	布告	王室関係	王子および王女の断髪式に関する布告
P297	2408	1865	布告	王室関係	副王の崩御に際して、副王宮所属の者に限って剃髪を認める旨の布告(1)
P298	2408	1865	布告	王室関係	副王の崩御に際して、副王宮所属の者に限って剃髪を認める旨の布告(2)
P299	2408	1865	布告	社会関係	ソンクラーン等の日取り決定に関する布告
P300	2408	1865	布告	仏教関係	アユタヤーのクン・セーン寺院の建て替えに関する布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P301	2409	1866	布告	社会関係	幼児の身体を飾るために貴金属をつけさせてはならない旨の布告
P302	2409	1866	布告	経済関係	銅貨の厚さを薄くしたことに關する布告
P303	2409	1866	布告	社会関係	犯人の家族等にたいし、自供の機会を与える旨の布告
P304	2409	1866	布告	社会関係	幼児に貴金属をつけさせることを禁止する布告
P305	2409	1866	布告	司法関係	田地や果樹園の売買における土地権利書の重要性に關する布告
P306	2409	1866	布告	統治・行政	船舶税および建物税の規定金額に關する布告
P307	2409	1866	布告	社会関係	バーンメーオのある金持ちとサムットソクラームのある中国人はウソつきであるので交際を禁ずる旨の布告
P308	2410	1867	布告	王室関係	王宮内の棟割長屋の居住者にたいして清潔さを保つよう命ずる布告
P309	2410	1867	布告	その他	刑務局書記官の被害者に裁判を起こすよう命ずる布告
P310	2410	1867	布告	社会関係	阿片を吸うシャム人の処罰に關する布告
P311	2410	1867	布告	外交関係	外国人商人にたいする授勲に關する布告
P312	2410	1867	布告	統治・行政	裁判官等にたいし、勝手に和解書または契約書を作成することを禁止する布告
P313	2410	1867	布告	その他	ソクラーン祭の銃撃相当官にたいし、望ましい行動を命ずる布告
P314	2410	1867	布告	王室関係	二名の親王宛ての書簡における正しい敬称に關する布告
P315	2410	1867	法律	司法関係	妻あるいは子供を売ることを禁ずる法律
P316	2410	1867	布告	王室関係	マヘースワン親王の病気を治療できる医者募集の布告
P317	2410	1867	布告	王室関係	四名の親王の昇進に關する布告
P318	2410	1867	布告	司法関係	田地や果樹園の売買に権利書を求める追加布告
P319	2410	1867	布告	社会関係	ソクラーン等の日取りを定める布告
P320	2410	1867	布告	統治・行政	地方各地で偽の印鑑を使用する詐欺事件に關する布告
P321			布告	語法関係	シャム語の使い方に関する布告
P322			布告	語法関係	寺院の呼び方に関する注意の布告
P323			布告	王室関係	国王の誕生祭に關する布告
P324			布告	王室関係	国王の誕生祭における僧侶にたいする献上に關する布告
P325			布告	統治・行政	米国人発行の新聞にのる訴えの欄に關する布告
P326			布告	王室関係	王室関係者にたいする特別報酬に關する布告
P327			布告	語法関係	年の数え方に關する布告
P328			訓話	統治・行政	ナコーンサワン市長職獵官運動に關する訓話
P329				仏教関係	仏日について
P330			布告	仏教関係	僧侶の衣服に關する布告
P331			布告	仏教関係	僧侶のうちわに關する布告
P332			布告	その他	ヌア・ニンラカサーブという金属についての布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P333			布告	仏教関係	ブラシーラッタナマハーチェーディー建設に協力する方法として、ラコーン芝居の入場料を支払うことを命ずる布告
P334			布告	仏教関係	ラーチャプラディット寺院の床をにんにくのつけものの壺で埋めるよう協力を呼びかける布告
P335			布告	経済関係	年俸として与えられた金を貨幣 (ngan) と交換することに関する布告
P336			不明	経済関係	金と貨幣との交換レートについて
P337			布告	経済関係	金と貨幣との交換の場所に関する布告
P338			布告	経済関係	西欧式雨量計に関する布告
P339			布告	語法関係	閏月の計算方式に関する布告
P340			布告	語法関係	「サイ (sai)」という言葉の使い方について注意する布告
P341			布告	統治・行政	運河通行税の免除証明書の発行に関する布告
P342			布告	仏教関係	パワーラナーに関する布告
P343			勅令	社会関係	時間の測定方法に関する勅令
P344			布告	社会関係	太陽が atsayut 星に達した時をソクランと判断する旨の布告
P345			布告	外交関係	中国とシャムとの国交関係を中止することに関する布告
P346			布告	王室関係	王族の呼び方に関する布告
P347			布告	建設土木	パドゥン・クルンカセーム運河およびチャルンクルン通りの命名に関する布告
P348			布告	語法関係	ラーマ四世にたいしてはカピのことをユアクーイと呼ぶよう命ずる布告
P349			布告	語法関係	ナンタウッタヤーン庭園の正確な呼称に関する布告
P350			布告	語法関係	現政権について、初期・中期・後期とわけることを禁ずる布告
P351			布告	語法関係	サナム・ルアンの御座を「ブラップ・ブラー」と呼ぶよう命ずる布告
P352			布告	仏教関係	プラプッタブッサヤラート仏像に関する布告
P353			布告	仏教関係	名利寺院の建て替えを命ずる布告
P354			布告	仏教関係	ラーマ三世の遺産を寺院の建て替えに使用する旨の布告
P355			布告	仏教関係	ホンラッタナーラーム寺院の竣工を公表する布告
P356			布告	統治・行政	テープシリ王王妃所属のプライの再配属に関する布告
P357			布告	統治・行政	戦争捕虜とプライルアンとの関係に関する布告
P358			布告	仏教関係	出家中に、貴金属製品の製造を禁じる布告
P359			布告	統治・行政	直訴抜きに新聞に載った事件を信じないように注意する布告
P360			布告	統治・行政	ラヨーン市市長を訴えた直訴への対応に関する布告
P361			布告	王室関係	行幸の道筋に遺体安置することを禁ずる布告
P362			布告	統治・行政	うわさの真偽確認のために、直訴提出を認める布告
P363			布告	その他	チャオプラヤー河西岸の銃撃担当者に関する布告

順番	仏暦	西暦	形式	内容	布告等の略名称および内容
P364			布告	王室関係	行幸の前に犬をたたかないで追い出すよう、寺院の建物内にやもりがないよう配慮することを命ずる布告
P365			布告	経済関係	雨乞い儀式を行うよう僧侶等に命ずる布告
P366			布告	語法関係	口の軽い者 (phan paak phlooi) を任命したことについて釈明する布告
P367	2411	1868	布告	司法関係	駆け落ちの事後処理に関する布告
P368	2411	1868	布告	王室関係	受刑者が行幸の際に直訴したことをとがめる布告
P369	2411	1868	布告	語法関係	ラーチャプラディット寺院の名称説明に関する布告
P370	2411	1868	布告	その他	日食の予告に関する布告
P371	2411	1868	布告	司法関係	原告または被告の忌避しない裁判官を起用することを求める布告
P372	2411	1868	布告	司法関係	利子を払えない隷民にたいし、1 タムルンにつき1 回たたくことを命ずる布告

(注) 実際の布告には choo. soo./roo. soo. 年が記入されているが、ここでは、タイで通常使用される仏暦に換算しておいた。西暦は、仏暦の年号から543年を一律に引算したもので、実際の年号とは必ずしも合致しない。